

令和 6 年 7 月 23 日

各 位

見附市役所 総務課

建委第 2 4 号「最終処分場整備事業基本設計業務 委託」
に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	令和 6 年度及び令和 7 年度で想定している業務をご教授ください。	・年度別に想定している業務は以下のとおりです。 令和 6 年度：基本設計業務 令和 7 年度：基本設計業務、 事業方式検討、 VFM 検討 ・詳細な項目については、令和 6 年度予算額等を元に受注者と協議のうえ決定します。
2	打合せ回数は、各年度 5 回の計 10 回でしょうか。	・業務期間中の打ち合わせ回数は計 10 回となりますが、業務仕様書第 1 章「1.1 打合せ協議」のとおり、「市の求めに応じて各作業の節目の段階に応じて打合せを随時追加する」場合があります。
3	(3) 現地調査に係る用地借用の交渉、諸手続についての記載があります。用地は市有地、使用する道路等は市道等公道となると推察しますが、私有地に係る場所がありますか。 また、基本計画の際はどのように対処していますか。	・処分場用地は市有地、処分場外の道路は、市道等の公道となりますが、場外等の道路、橋梁等の通行可能かを検討する際に私有地への立ち入り等を想定しています。 ・なお、基本計画策定時において、私有地での現地調査は行っておりません。

4	最終処分場外の市が指定する区間の市道、橋梁等に関する図面は提供いただけますか。 異なる場合は想定する図面の種類をご教授ください。	・業務仕様書第1章「10 資料の貸与」のとおりとします。 ・道路台帳以外の市が保有する資料については担当部署に確認のうえ受注者への提供を行う予定です。
5	処理施設の規模は、第1期分のみ、または、第1期～第3期までの規模とするのでしょうか。	・水処理施設の規模は第1期埋立区画分を想定しています。将来の2期、3期については水処理施設の増設はせず、機器更新程度を想定しています。
6	林地開発は、既存処分場でも行われていると考えます。 新規処分場の開発は既存処分場と一体でしょうか。別でしょうか。 基本計画図には雨水調整池の記述はありませんが、事前協議結果によっては雨水調整池の設計が増えることもあると考えられます。その場合は変更対象となりますでしょうか。	・林地開発については、本基本設計時の関係機関との協議により取り扱いを決定することとなります。 ・関係機関との協議により本基本設計において雨水調整池が必要となった場合は本基本設計の業務範囲とし、契約変更の対象とはしません。

見附市役所 総務課管財係

T E L : 0258-62-1700

F A X : 0258-63-1006